

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

鹿 角 市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 北部地域（大湯・毛馬内・錦木地区）

（1）現況

本地域では、稲作に加え、野菜、果樹、花きの栽培など多様な複合部門の生産が盛んであり、一層の生産拡大が見込まれるが、高齢化や兼業化が進行しており、担い手への負担を軽減するため、農道等の地域資源の維持管理に対する支援を行う必要がある。

（2）目標

（1）を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号、第2号及び第3号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の促進を図ることとする。

2. 中央部地区（花輪・尾去沢地区）

（1）現況

本地域では、平坦部であり水田の占める割合が高く、多収穫な優良農地を有しているが、高齢化や混住化等の進行に伴う集落機能の低下による農用地等の地域資源の保全が困難になりつつあることから、これを補う取り組みを行うことが必要である。

（2）目標

（1）を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号、第2号及び第3号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の促進を図ることとする。

3. 南部地区（八幡平地区）

（1）現況

本地域では、高齢化が進む中で地理的要因による耕作条件の不利性から担い手の減少、耕作放棄地の増加などにより、多面的機能が低下していることから、これを補う取り組みを行うことが必要である。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号、第2号及び第3号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	北部地域（大湯・毛馬内・錦木地区）	法第3条第3項第1号、第2号及び第3号に掲げる事業
②	中央部地区（花輪・尾去沢地区）	法第3条第3項第1号、第2号及び第3号に掲げる事業
③	南部地区（八幡平地区）	法第3条第3項第1号、第2号及び第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

- ・地域協議会を事業推進上必要な組織とし、実施体制の中核として位置づけることとする。
- ・本制度の評価等を行う第三者委員会は設置しないこととする。
- ・法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業に係る対象農用地の基準等については、別紙のとおりとする。

促進計画（別紙）

1. 法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業について、次のとおり定める。

（1）対象農用地の基準

1）対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1 h a 以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1 h a 未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1 h a 以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

全域（特定農山村、過疎の指定地域）

宮川村、曙村、大湯町、柴平村（振興山村の地域指定）

イ 対象農用地

（ア）急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上勾配は、連担している農用地の主傾斜により判定を行い、連担している農用地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

（イ）自然条件により小区画・不整形な田

（2）集落協定の共通事項

1）集落の農用地面積が1 h a 未満である場合において、農用地面積が 0.8 h a 以上であり、かつ、農用地の保全等の観点から集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると市長が個別に認めた場合には、1 h a 以上の一団の農用地の要件を満たしたものとみなす。

2）協定参加者数がおおむね 50 戸に満たない場合において、協定参加者数が 30 戸以上となり、かつ、地理的又は地形的な条件を踏まえ集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると市長が個別に認めた場合には、おおむね 50 戸以上の協定参加者数の要件を認めたものとみなす。

(3) 対象者

認定農業者に準ずる者とは、鹿角地域水田農業ビジョンに規定している担い手農家等、地域の実情に合わせて市長が認定するものとする。

(4) その他必要な事項

土地改良通年施行に係る事業の概要、現に災害を受けている農用地の災害復旧事業の概要及び田から畑への地目変換等必要な事項について、記述するものとする。